国民健康保険被保険者証等の取り扱いについて

1.概要

・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により令和６年１２月２日以降、国民健康保険被保険者証は発行されなくなります。
・令和６年１２月２日以降の新規被保険者や再交付の方でマイナ保険証の登録がされていない方は「資格確認書」を交付する予定。
・経過措置として継続被保険者には、令和６年８月１日から令和７年７月３１日まで有効な被保険者証を発行しています。
（令和６年１２月１日までに新規被保険者となる方も同様）

⇩

（令和７年７月３１日まで）　R6.12.1までの継続・新規被保険者　①現行の保険証、②マイナ保険証のいずれも使用可能
R6.12.2以降の新規被保険者　①マイナ保険証、②資格確認書のいずれか使用可能

※白井市のマイナ保険証取得率　61.8%（R6.7.15時点）

2.保険証関連のスケジュール

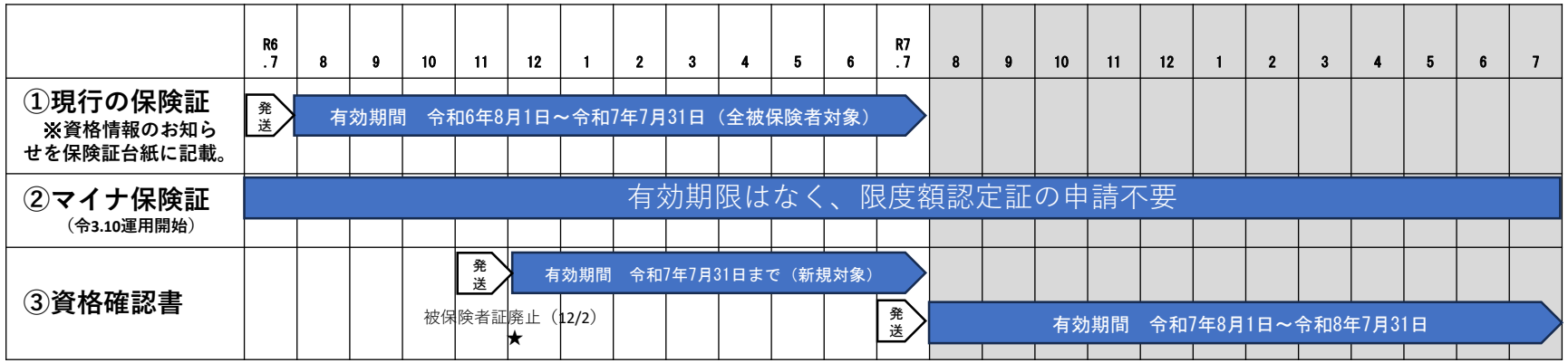

3.被保険者への周知

・保険証の更新時（令和６年７月）に制度改正のリーフレット（厚生労働省作成）同封。
・令和６年１２月２日以降の新規被保険者に対する「資格確認書」「資格情報のお知らせ」交付時に制度改正のリーフレット同封予定。（マイナ保険証や資格確認書の使用方法などを記載予定）

4.その他　条例改正など

国民健康保険条例の一部を改正する条例
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する府立の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を9月議会に上程予定（議題3）